

横浜野球連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この連盟は横浜野球連盟と称し(以下、本連盟という)、神奈川県野球連盟横浜支部とする。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は神奈川県横浜市中区住吉町2-24 KSビル7階におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本連盟は、軟式ボールを使用して、野球を市民全般に普及し、その健全な発展を助成振興し、さらに世の中に野球を普及啓発できるべく、人材育成を図り、市民体力の向上及びスポーツマンシップの浸透を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 横浜市内における軟式野球大会の主催及び主管
2. 地方的な軟式野球大会の主催及び主管
3. 公認野球規則の普及徹底
4. 軟式野球の普及発展に関する指導研究
5. 軟式野球の技術向上に関する指導研究
6. 横浜市少年野球大会の主催
7. 審判技術の向上及び養成
8. 野球施設の拡充に関する事項
9. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 会 員 (チーム)

[会員 (チーム)]

第 5 条 チームは、次のものとする。いずれのチームも編成は男女問わないものとする。

- (1) 一般チーム (壮年部含む)
 - (2) 少年チーム (少年部・学童部)
2. 一般チームは、次のいずれかに該当する者で編成されたチームをいう。
- (1) 職域チームは、原則として横浜市内の官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者によって編成するチーム、または同一企業に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。
 - (2) クラブチームは、原則として横浜市内に居住または勤務する者のみによって編成するチーム。なお、横浜市外居住者の登録は、3分の1以内とする。
 - (3) 学生チームは、専修学校生、各種学校生及び大学生とする。また、高校生は同一学校または、個人で一般チームに登録することができる。ただし、高校生が学校単位でチームを編成する場合は、学校名は使用せずクラブ名とする。
3. 少年チームは、少年部と学童部とし、原則として横浜市内に居住する者で編成されたチームをいう。
- (1) 少年部は、中学生で編成されたチーム。
 - (2) 学童部は、小学生で編成されたクラブチーム。ただし、スポーツ少年団との二重登録

は認められる。

第 6 条 会員（チーム）は監督及び主将を含めて 25 名以内の競技者によって編成しなければならない。

なお、総監督、助監督、コーチ、マネージャーを選手として登録するチームは、25 名の範囲内で登録することができる。

第 4 章 組 織

（支部及び組織構成）

第 7 条 本連盟は各区に支部を設け、各支部から連盟に選出された役員と支部に登録された審判員及び会員（チーム）をもって組織する。

（各支部の規約）

第 8 条 各支部の規約については、(公財)全日本軟式野球連盟規程、細則、本連盟規約等に準拠し、別に支部規約を定めることができる。

第 5 章 加盟及び脱退

（登録及び会費納入）

第 9 条 本連盟の会員となるチームは支部に登録申込書を提出し、会費を納入する。

（登録時期）

第 10 条 会員（チーム）の登録は毎年 4 月末迄に第 9 条の手続きをしなければならない。

（異動の届出）

第 11 条 会員（チーム）はその登録事項に異動が生じたときは、支部に届け出をしなければならない。

（資格喪失）

第 12 条 会員（チーム）は次の事項の一つに該当する時はその資格を喪失する。

1. 第 5 条に定める条件を具備しなくなって不相当と認められたとき。
2. 自ら脱退の意思を表明したとき。
3. 所属支部及び本連盟から除名されたとき。

第 6 章 役 員

（役員の種類・定数）

第 13 条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1 名
4. 副理事長 若干名
5. 総務部長、競技部長、財務部長及び審判部長 各 1 名
6. 常任理事 若干名
7. 理 事 若干名
8. 監 事 2 名

(役員を選出・任務・定年)

第14条 役員を選出及び任務は次による。

1. 会長、副会長は常任理事会で推挙し、理事会（総会）の承認を得る。
会長は連盟の会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
2. 理事長、副理事長は常任理事の中から常任理事会にて選出し、理事会（総会）の承認を得る。
理事長は常任理事会を代表して会務を執行する。
また、会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 総務部長、競技部長及び財務部長は、常任理事の中から常任理事会にて選出し、理事会（総会）の承認を得る。
それぞれの部の事務を統括する。
審判部長は審判委員会で選出し、常任理事会の議を経て会長が任命する。
審判部長は審判部の事務を統括する。
4. 常任理事は各支部から1名、審判部、学童部及び還暦・古希部から1名を選出し、会長が委嘱し理事長を補佐する。
ただし会長が必要と認めた時は常任理事会の議を経て支部1名を超えて常任理事を委嘱することができる。（ただし定員の4分の1を超えない範囲とする）
5. 常任理事は総務部、競技部、財務部のいずれかの部に属し、会務執行の補佐を行なう。
各部員は常任理事会の議を経て理事長が委嘱する。なお、常任理事以外の者の中から推薦した時も同様に委嘱する。
6. 理事は各支部、学童部及び還暦・古希部から1名を選出し会長が委嘱する。
ただし、会長が必要と認めた時は常任理事会の議を経て、各支部・学童部・還暦・古希部以外から理事を委嘱することができる。（ただし、定員の4分の1を超えない範囲とする。）
常任理事に事故ある時はその職務を代行する。
7. 監事は理事会（総会）で理事の中から2名選出し、会計を監査する。
8. 役員の時定年を次のとおりとする。

会長	85歳
副会長	85歳
他の役員	80歳

(役員の時任期)

第15条 役員の時任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

前項にかかわらず、上部団体と役員改選時期を合わせるなど特別の理由がある場合は、常任理事会の決定により任期を3年とすることができる。

役員の時任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行なう。

役員が任期途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

監事については再任の場合、通算で2期4年を限度とする。

第7章 会 議

(会議)

第16条 本連盟の会議は、以下の通りとする。

1. 理事会（総会）
 2. 常任理事会
 3. 運営会議
- 2 本連盟の最高議決機関である理事会（総会）は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、常任理事会からの提案事項及び事業報告・計画、収支報告・予算等、本規約が定める事項を審議する。
- 3 常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって構成し、連盟の業務運営及び理事会（総会）への提案事項を審議し、議決事項について執行する。
- 4 運営会議は、理事長、副理事長、総務部長、競技部長、財務部長及び審判部長をもって構成し、連盟の日常業務運営に関する重要事項を審議、立案及び推進する。（審議に必要な案件に関わる上記以外の者を認める。）

(定例会・臨時会)

第17条 理事会（総会）の定例会は年1回とする。ただし、理事長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の役員が開催を要求したときは随時開催しなければならない。
常任理事会の定例会は年2回とする。運営会議は必要に応じて随時開催する。

(招集者・議長・書記・議事録署名人)

第18条 理事会（総会）は会長が招集し、議長は理事の中から選出する。会議の書記は出席した常任理事の中から選出する。
常任理事会は会長が招集し、議長となる。ただし、役員改選の時はこの限りではない。
常任理事会及び理事会（総会）は議事録を作成し、永年保存とする。
議事録は、議長及び出席者より選出した1名が議事録署名人として署名捺印する。
運営会議は理事長が招集し、議長となる。運営会議は議事概要等の記録を作成する。

(定足数・代理出席等)

第19条 理事会（総会）、常任理事会及び運営会議はその構成員の過半数の出席をもって成立する。
理事会（総会）及び常任理事会に出席できない役員は代理人を出席させることができる。

(議事の議決)

第20条 理事会（総会）、常任理事会及び運営会議の議事は出席役員の過半数をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。
また、理事会（総会）及び常任理事会に出席できない役員は、議長に議決権を委任することができる。

第8章 顧問及び参与

(顧問・参与)

第21条 本連盟に顧問及び参与をおくことができる。

1. 顧問及び参与は常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
顧問は、会長及び理事長を退任した者並びに学識経験者とする。
参与は、役員を10年以上就任し退任した者で当該支部所属とする。
2. 顧問及び参与は本連盟の重要事項について会長の諮問に応じる。

第9章 罰 則

(役員・審判員の除名処分)

第22条 本連盟がスポーツ界で信頼された野球団体としての名誉を堅持する為、役員、審判員に下記の行為があった場合除名処分とする。

1. 国の法律に触れる行為。
2. 本連盟が所有する全ての金銭及び物品を不正に着服横領する行為。
3. 本連盟の体面を汚す行為。

(規律)

第23条 会員(チーム)の規律に関する取り扱いについては(公財)全日本軟式野球連盟規程、同細則(競技者必携に掲載)を適用する。

第10章 会 計

(会費の納入)

第24条 支部は本連盟の定める会費を本部に納入する。

(収入項目)

第25条 本連盟の運営経費は次に掲げるものをもってする。

1. 会 費 (登録料)
2. 大会費 (参加料)
3. 寄 付 金
4. 補 助 金
5. 協 力 金
6. その他の収入

(会計年度)

第26条 会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
会計年度の終わりに余剰金がある時は翌年度に繰り越す。

(予算の議決)

第27条 会計担当である財務部長は毎年度の歳入出予算を編成するとともに決算書及び会計帳簿、収支証書類の審査を受け理事会(総会)の承認を得なければならない。

(支払規定)

第28条 本連盟の事業遂行のために行動する役員、審判員に対する費用の支払規定を設ける。

(予算管理)

第29条 本連盟の予算を管理するために預貯金口座を開設する。

預貯金口座は会計担当である財務部長が管理することとし、口座の所在地は事務処理の関係上、財務部長宅とする。

第11章 審判部、学童部及び還暦・古希部

(審判部の任務・審判委員・審判員)

第30条 本連盟の事業を遂行するために審判部を置く。

1. 審判部は正しい野球の指導、普及及び発展と審判技術向上を図ることを目的とし、試合、審判に関する一切の権限を有する。(ただし、放棄試合等重大な決定をする時は出席常任理事、専門担当役員と協議すること)
2. 審判委員は各支部より1名選出し、審判委員会が必要と認めた時は推薦により常任理事会の承認を得て前項委員の4分の1を超えない範囲で指名審判委員を選出することができる。
3. 審判員は各支部より推薦があった者に対し、審判委員会で選考の上本連盟がこれを委嘱する。

(審判部の役員)

第31条 審判部の役員(審判部長は第13条及び第14条で規定)とその選出、任務は施行細則で定める。

(審判部の役員の任期)

第32条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(途中交代した場合は前任者の残任期間とする)

(学童部)

第33条 本連盟の少年野球(学童部)に関する事業を遂行するために学童部を置く。
学童部は規約を定め、本連盟に届け出るものとする。

(還暦・古希部)

第34条 本連盟の還暦・古希野球に関する事業を遂行するために還暦・古希部を置く。
還暦・古希部は規約を定め、本連盟に届け出るものとする。

第12章 公式大会規定

(公式大会)

第35条 本連盟の公式大会は施行細則で定める。

(公式大会の出場資格)

第36条 公式大会には各支部で実施する予選会を経たチームまたは各支部の推薦を受けたチームに出場資格を与える。

公式大会に優勝したチームは必ず上部大会に出場しなければならない。

(公式大会出場チーム・選手に対する処分)

第37条 公式大会出場チームまたは選手が次に該当する時は常任理事会の合議により次の措置をおこなう。

次の1号より3号迄の違反チームは最低1年間出場停止とする。

1. 不正登録チームの出場

- (イ) 試合中に発見された場合は相手方に勝利を与える。
- (ロ) 試合終了後に発見された場合は次の相手に勝利を与える。
- (ハ) 決勝戦終了後に発見された場合は準優勝チームを優勝とする。

2. 野球規則に対する違反行為

- (イ) 規則に従い審判員の下した如何なる判定に対してこれに服従しない者
- (ロ) 大会秩序を乱し、その進行を妨げる行為をした者。
- (ハ) 試合に関連して現実に暴力を行った者。
 - (イ)、(ロ)、(ハ) 各項とも、その行為をした者が当該チームの選手またはチームの関係者であってもこの規定は適用される。

3. 上部大会に棄権した場合の処置

優勝したチームが上部大会を棄権した場合。

- (イ) 棄権した原因が所属する会社またはクラブの都合による場合は本連盟公式大会を1年間出場停止とする。
- (ロ) 不慮の災害(天災、集団罹病、交通事故等)等により棄権した場合は止むを得ないものとして処置は行なわない。

(参加料の徴収)

第38条 公式大会及び予選大会には参加料を徴収する。

第13章 規約の変更

(規約の変更)

第39条 この規約は理事会(総会)において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

第14章 付 則

(施行細則)

第40条 規約の施行について、必要事項の細目は常任理事会で別に定める。

昭和24年	4月	1日	施行
昭和47年	2月	26日	一部改正
昭和58年	2月	27日	一部改正
昭和63年	1月	27日	一部改正
平成12年	2月	27日	一部改正及び細則、取り決め事項付記
平成18年	1月	26日	一部改正
平成19年	4月	18日	規約施行細則付記(細則、取り決め事項を統合)
平成21年	1月	23日	一部改正
平成24年	6月	26日	一部改正
平成29年	2月	25日	一部改正
令和4年	2月	26日	一部改正
令和7年	3月	1日	一部改正